

＜資料 1＞

ボランティア活動をされるみなさまへ

ボランティア保険（座間市ボランティア活動補償制度）のあらまし

事前の加入手続は不要です!! 安心してボランティア活動を!!



地域社会において、自治会の活動をはじめ緑化や美化推進活動、福祉援護活動、社会教育活動など幅広い活動がくりひろげられていますが、これらは「住みよいまちづくり」を推進するうえで大きな力となっています。

こうした活動は、多忙な時間を割いてボランティアとして参加していただいている多くの人々の善意によってささえられています。しかし、こうした善意による活動であっても、ひとたび事故が起こりますと、活動者が損害賠償を求められたり、傷害を負ったりする不幸な事態となってしまいます。

そこで、市ではボランティア活動中の事故により、活動者が被った損害賠償及び傷害について補償することによって、安心してボランティア活動に専念していただけることを願って、ボランティア活動補償制度を導入しております。これにより一層ボランティア活動が盛んになることを期待しています。

1 対象となるボランティア活動

ボランティア活動を行うために自主的に結成された団体又は個人で、座間市内に所在地・住所（勤務地を含む。）を有する者が、本来の職場を離れて自由意志のもとに日本国内で行う継続的、計画的かつ公益性のある直接的活動。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものは除きます。

《活動の具体例》

- 地域社会活動・・・自治会活動、PTA活動、交通安全活動、清掃活動など
- 青少年健全育成活動・・青少年育成活動、非行防止活動など
- 社会福祉・奉仕活動・・社会福祉施設援護活動、ホームヘルプ、手話通訳など
- 社会教育活動・・・各種スポーツ・レクリエーション活動、文化活動など

※上記活動の中で自助活動に該当する場合は、対象とならない場合もあります。

※無償であること。（交通費など実費弁償は除く）

2 対象事故と補償内容

【賠償責任事故】

ボランティア活動中に活動者（市民団体において活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者またはこれに準する者及びボランティア活動を実践している個人）の過失により、他人の生命、身体又は財物に損害を与え当該活動者が被害者から損害賠償を求められ、賠償責任を負う事故で保険会社の承認を得て、次の補償額の範囲内で費用が支払われます。

身体賠償（対人）	最高1名 1億円・1事故 3億円
財物賠償（対物）	最高1事故 300万円
保管物賠償	最高1事故 300万円

※免責金額 1事故につきそれぞれ5,000円

《支払われる費用》

- ・治療費、入院諸雑費、通院交通費、慰謝料、休業損害費、葬祭料、死亡による逸失利益や物の修理代など。
- ・保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解もしくは調停費用
- ・損害の防止又は軽減のための有益な応急緊急措置費用

【傷害事故】

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡し、又は負傷した事故で、次の補償額の範囲内で保険会社の承認を得て保険金が支払われます。

死亡補償金	500万円	当該事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
後遺障害補償金	500万円～15万円	当該事故の日から起算して180日以内にそのケガがもとで後遺障害を生じたとき
入院補償金	日額4,500円	当該事故の日から180日を限度
通院補償金	日額3,000円	当該事故の日から180日までの間において90日を限度

3 この制度で補償されない場合の主なもの

- ・被保険者等の故意による事故
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ・地震、噴火、洪水、津波などの自然変象による事故
- ・被保険者等の同居の親族に対して負担する賠償責任事故
- ・被保険者等が占有、使用、管理する車両又は動物に起因して負担する賠償責任事故
- ・熱中症、日射病等の内因性による事故
- ・活動者等の飲酒、薬物等の使用による事故

4 保険の契約、加入及び登録

ボランティア活動をされるみなさんを被保険者として、市が保険会社と契約をしますので、加入の申込みや登録の手續は必要ありません。

5 事故の連絡

ボランティア活動中に不幸にも事故が発生したときは、直ちに市役所（連絡先参照）へ電話等により事故の連絡をお願いします。

☆連絡していただく内容☆

- ・連絡者の住所、氏名、電話番号
- ・事故の内容
 - ① いつ (日時)
 - ② どこで (場所)
 - ③ だれが (加害者)
 - ④ だれを (何を) (被害者又は破損物)
 - ⑤ どうして (事故状況)
 - ⑥ どうなった (被害状況)

☆事故が起きたときの連絡先☆

団体名等	連絡先
青少年育成団体等	青少年課
福祉活動団体	福祉長寿課
地域婦人会、PTA活動等	生涯学習課
体育協会加盟団体等	スポーツ課
交通防犯関係団体、自主防災団体等	安全防災課
緑化推進団体等	公園緑政課
自治会等	市民協働課
その他上記に属さない団体等	市民協働課

☆詳細についての問い合わせ先☆

市民部市民協働課地域振興係
電話 046（252）7966（直通）